

高知大学理工学部長候補者選考規則

平成 29 年 2 月 27 日
規則 第 62 号

最終改正 令和 7 年 3 月 15 日規則第 89 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学学部長選考等規則第 8 条の規定に基づき、高知大学理工学部長候補者（以下「学部長候補者」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

(選考の範囲)

第 2 条 学部長候補者は、本学部に基幹教員として配置された教授（教授予定者を含む。）であって、2 年の任期を務めることが可能な者のうちから、教授会が選考する。

(選考の方法)

第 3 条 教授会は、学部長候補者を選考するため、選挙を行う。

(選挙資格者)

第 4 条 選挙資格者は、本学部構成員のうち、本学部に基幹教員として配属された教授、准教授、講師及び助教とする。ただし、休職者及び選挙当日、外国旅行（これに付随する国内旅行を含む。）中の者は、選挙資格を有しない。

(選挙の期日)

第 5 条 選挙の期日は、教授会において定める。

(選挙の方法)

第 6 条 選挙は、単記無記名の投票により行う。

2 選挙は、代理投票によることができない。

(選挙の成立)

第 7 条 選挙は、選挙資格者の 3 分の 2 以上の投票がなければ成立しない。

(候補者の決定)

第 8 条 教授会は、選挙結果に基づき、学部長候補者 2 人を決定する。

(学長への推薦)

第 9 条 学部長は、前条により決定した学部長候補者を学長に推薦する。

(再選考)

第 10 条 教授会は、学部長候補者が辞退したときは、改めて選考を行う。

(その他)

第 11 条 この規則の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 15 日規則第 89 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。